



太田地区住居表示 訪問調査 住民説明会

盛岡市総務部管財課

住民説明会について

■ 開催の目的

太田地区の住居表示実施について、これまで対象区域住民の皆さんからご意見をいただきながら実施案の策定を進めてきました。

今後、皆さんの住居に新しい住所（住居番号）を設定するための調査を行うことから、その説明を行うものです。

■ 開催日程

対象区域	月 日	時 刻	場 所
太田地区住居表示実施予定区域の方	令和7年1月18日（土）	午前10時30分～	盛岡市総合プール 研修室
	令和7年1月19日（日）	午前10時30分～	
	令和7年1月21日（火）	午後7時00分～	

本日の内容

- ①太田地区住居表示の実施（これまでの経緯等）
- ②住居番号（新住所）の設定について（仕組みの説明）
- ③訪問調査について（何のためにどのような調査を行うのか）
- ④住所変更手続きについて
- ⑤今後の予定（実施までのスケジュール）
- ⑥質疑応答

1 太田地区住居表示（町割り・町名）について

【これまでの経緯】

令和5年8月～9月

住民説明会（実施案）

- ・広報、回覧による周知
- ・各世帯あて情報提供



令和6年8月

住居表示整備審議会



令和6年10月

実施案の公示



令和6年12月

市議会での議決

【住民説明会（実施案）】

- ・ 令和5年8月から9月にかけて6回ほど、実施案について住民説明会を行った。
- ・ 住民説明会に参加した方に対し、アンケートを実施しており、住居表示の実施については、79%の方の賛成を得た。

【住居表示整備審議会】

- ・ 実施案について、令和6年8月2日、住居表示整備審議会へ諮り、提案どおりの内容で答申を得た。

【実施案の公示】

- ・ 10月2日から10月31日までの期間、実施案の公示を行った。
- ・ 公示期間中、実施案に対する変更請求はなかった。

【市議会での議決】

- ・ 令和6年12月市議会定例会へ付議し、可決された。

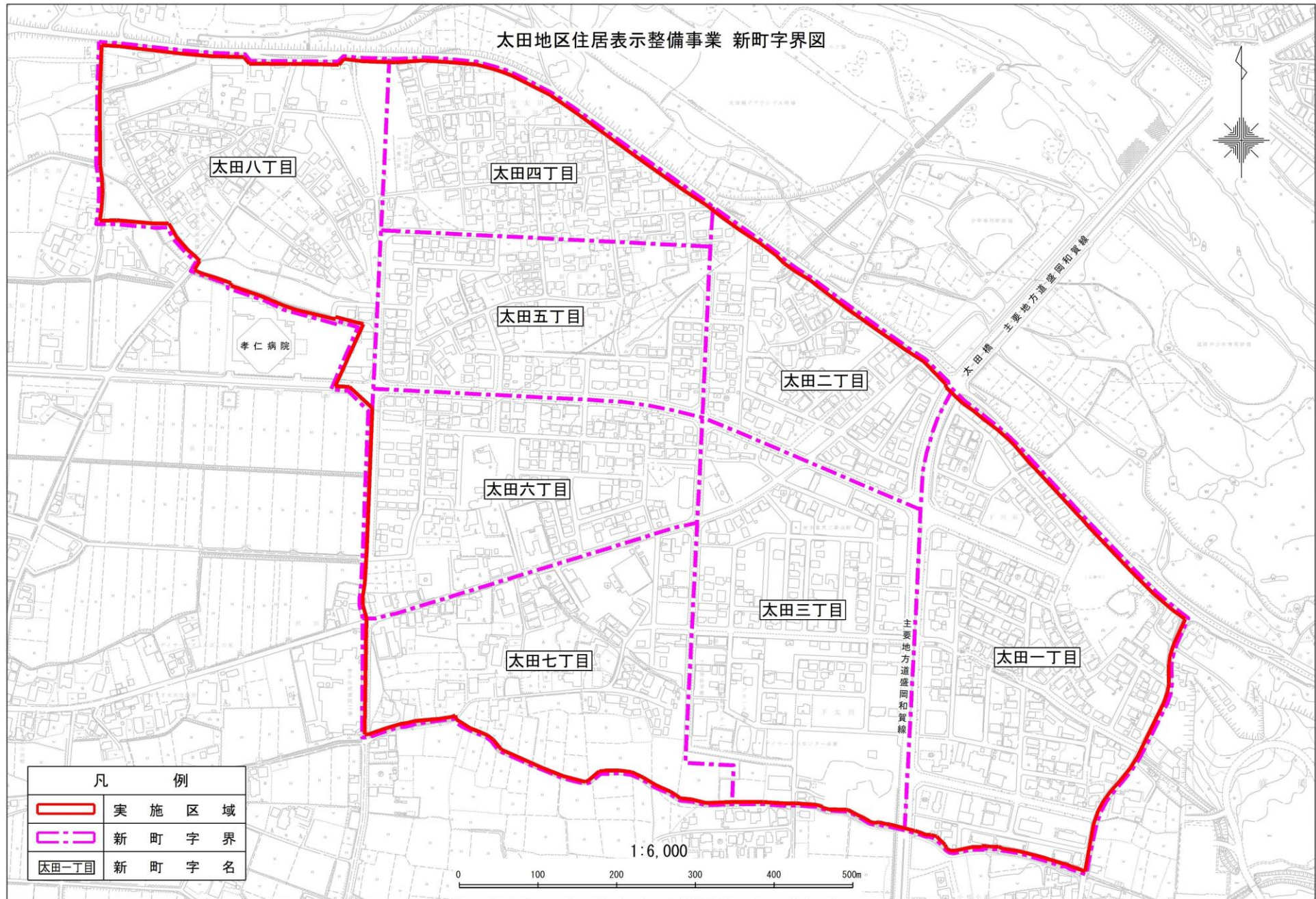
(議案116号) 「住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」

→ **太田地区を住居表示実施区域に加える。**

(議案117号) 「町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更及び廃止について」

→ **町割りと町名を実施案どおりとする。**

【確定した町割り・町名】

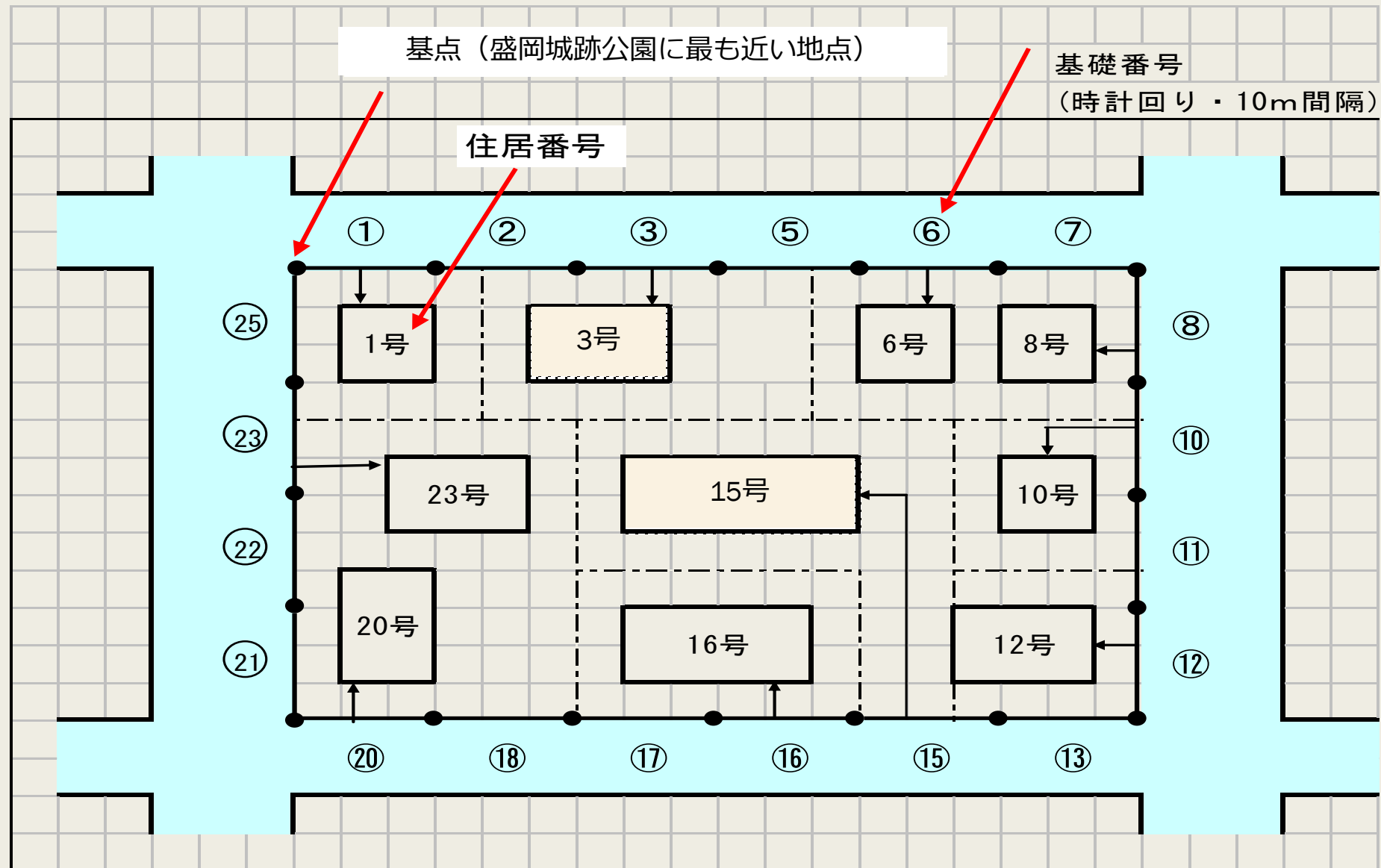


2 住居表示番号（新住所）の設定

住居表示が実施されると、住所の表示が変わります。住所は、**「町名」**と、新たに**「街区符号」**、**「住居番号」**の2つの番号の組み合わせによって、次のような表示のしかたとなります。

例 1 一般的な建物の場合					
	実施前 【番地】	盛岡市	下太田〇〇 [字名]	123番地45 [番地]	
	実施後 【住居表示】	盛岡市	太田口丁目 [町名]	5 番 [街区符号]	3 号 [住居番号]
例 2 3 階建以上の中高層の建物で、各戸に部屋番号がある場合など					
	実施前 【番地】	盛岡市	下太田〇〇 [字名]	890番地12 [番地]	× × マンション 304号 [方書]
	実施後 【住居表示】	盛岡市	太田口丁目 [町名]	5 番 [街区符号]	15－ 304号 [住居番号]

住居番号は、街区周りに振った基礎番号のどの範囲から住宅に
進入するかで決定しています。



3 訪問調査（世帯調査）について

(1) 調査期間 令和7年2月から令和7年5月まで（予定）

(2) 調査対象区域 住居表示実施予定区域の全世帯・事業所等

(3) 調査目的

ア 各世帯及び事業所等の所在地を把握し、新住所の街区符号・住居番号を設定するための基礎資料とします。

イ 各種住所変更手続きに必要なとなる証明書の交付、住民票その他の公簿を新住所に自動的に書き換えるための資料とします。

(4) 調査内容

① 建物、道路の調査

建物の位置、形状や主要な出入口と道路との位置関係を確認します。

→ 新住所設定のための調査

② お住まいの方（世帯員）・事業所等の確認

住民説明会チラシに同封した調査票を用いてお住まいの方（世帯員）の確認を行います。また、事業所等の場合は、その所在地と名称を確認します。

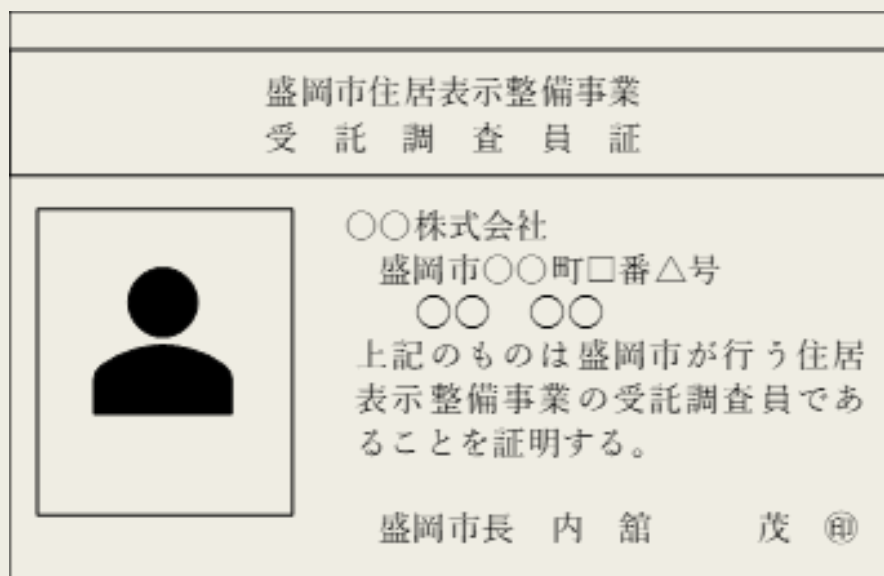
→ 公簿等の住所を自動的に書き換えるための調査

③ 調査員

現地調査は、市が委託する(株)パスコが行います。

事業者は「**盛岡市住居表示整備事業受託調査員**」の身分証を携行しています。

みほん



身分証：氏名、顔写真、市長印

④ 調査票

世帯調査のための調査票及び記載例を送付しています。調査期間中、各世帯を調査員が戸別訪問いたしますので、記入済みの調査票をご提出ください。

不在の場合は不在通知を投函しますので、通知の案内に従い、ご都合の良い日時をお知らせください。

※Faxで市役所あて送信も可能です。この場合行き違いで事業者が訪問する場合がございますが、ご容赦ください。

世帯用

訪問調査表

Fax 019-622-6211
(管財課 管理係 あて)

令和 年 月 日現在

1 現在ご使用の住所【各世帯対象】(行政機関の公簿を新住所に書き替えるための調査事項)

現住所	アパート・マンション等の名称/部屋番号等
-----	----------------------

2 世帯ごとの家族構成等【各世帯対象】(住所変更手続に必要な証明書の交付のための調査事項)

(1) 世帯[その1]

ご家族の氏名	世帯主	氏名	姓	名
同居しているご家族すべて				
連絡先電話番号	(自宅)	(携帯・勤務先等)		
お住まいの建物の所有形態等	※ 借家の場合	※ 所有者または管理者	氏名	住所

(2) 世帯[その2]【上記(1)のほか同居している別世帯がある場合のみ記入してください。】

ご家族の氏名	世帯主	氏名	姓	名
同居しているご家族すべて				
連絡先電話番号	(自宅)	(携帯・勤務先等)		

3 郵便事業者や電力会社等の公共的事業者への各世帯の住所変更手続きを省略するため、新旧住所並びに世帯主名及び世帯員名を提供することに

※ 同意します ・ 同意しません

内定	太田	丁目	番	号	方書	有(名称・番号・「方」)・無
					登録	有・無()
					表面	有()・無
					住家・事務所・事業所・店舗・アパート・マンション・その他()	階建
整理番号	番号	訪問(調査)日	見取	第・頁・列・行	対照	□ 記載
			図・南	表等	□ 照合	

注 1 太線の枠内のみを正確に記入してください。なお、裏面は法人・事業所用の調査表になりますので、事務所、店舗等との併用の場合は、裏面にも記入してください。

2 ※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 後日、調査員が伺いますので、その際に、この調査表を直接お渡しください。ご協力ありがとうございました。

【記載例】

世帯用

訪問調査表

Fax 019-622-6211
(管財課 管理係 あて)

令和 年 月 日現在

1 現在ご使用の住所【各世帯対象】(行政機関の公簿を新住所に書き替えるための調査事項)

現住所	しもおた	OO 1-1	アパート・マンション等の名称/部屋番号等
	下太田	OO1番地1	O×アパート 202号

2 世帯ごとの家族構成等【各世帯対象】(住所変更手続に必要な証明書の交付のための調査事項)

(1) 世帯[その1]

ご家族の氏名	世帯主	氏名	姓	名
同居しているご家族すべて				
連絡先電話番号	(自宅)	(携帯・勤務先等)		
お住まいの建物の所有形態等	※ 借家の場合	※ 所有者または管理者	氏名	住所

(2) 世帯[その2]【上記(1)のほか同居している別世帯がある場合のみ記入してください。】

ご家族の氏名	世帯主	氏名	姓	名
同居しているご家族すべて				
連絡先電話番号	(自宅)	(携帯・勤務先等)		

3 郵便事業者や電力会社等の公共的事業者への各世帯の住所変更手続きを省略するため、新旧住所並びに世帯主名及び世帯員名を提供することに

※ 同意します ・ 同意しません

内定	太田	丁目	番	号	方書	有(名称・番号・「方」)・無
					登録	有・無()
					表面	有()・無
					住家・事務所・事業所・店舗・アパート・マンション・その他()	階建
整理番号	番号	訪問(調査)日	見取	第・頁・列・行	対照	□ 記載
			図・南	表等	□ 照合	

注 1 太線の枠内のみを正確に記入してください。なお、裏面は法人・事業所用の調査表になりますので、事務所、店舗等との併用の場合は、裏面にも記入してください。

2 ※印の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 後日、調査員が伺いますので、その際に、この調査表を直接お渡しください。ご協力ありがとうございました。

調査票
(みほん)

記載不要

不在連絡票 (みほん)

各位

太田地区住居表示整備事業に係る
「訪問調査表」回収御協力をお願い

盛岡市

益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当市の標記事業につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度「太田地区住居表示整備事業」の一環として配布しております
「訪問調査表」の回収のため、訪問させていただきました。

本日は御不在でしたので後日あらためてお邪魔させていただきますのでよろしく御協力お願いいたします。

なお、御希望の日時がございましたら、下記回収担当まで連絡いただきますようお願いいたします。

また、訪問調査表は直接、市役所管財課あてに Fax (019-622-6211) へ送信していただいても結構です。

※「訪問調査表」を Fax 送信や郵送で発送された場合、行き違いで訪問をすることもあります。ご了承くださいませ。

令和7年 月 日

調査表訪問回収担当者 株式会社パスコ ○○ ○○

(電話)

事業実施担当：盛岡市総務部管財課管理係

〒020-8530 盛岡市内丸 12-2

電話 019-629-7507

Fax 019-622-6211

(参考)

住居番号設定通知書（例）

氏名、名称または施設の名称		盛岡太郎
住居番号等の表示	変更前	盛岡市下太田〇〇 123番地45
	変更後	盛岡市太田□丁目 5番3号
住居表示の実施年月日		令和7年9月22日（効力発生日）

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

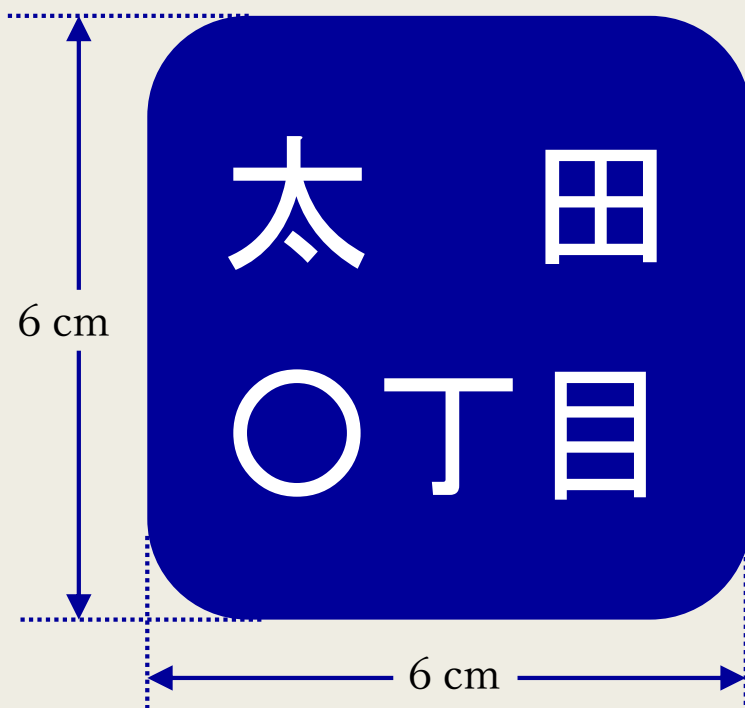
令和7年 月 日

盛岡市長 内 舘 茂 ⑨

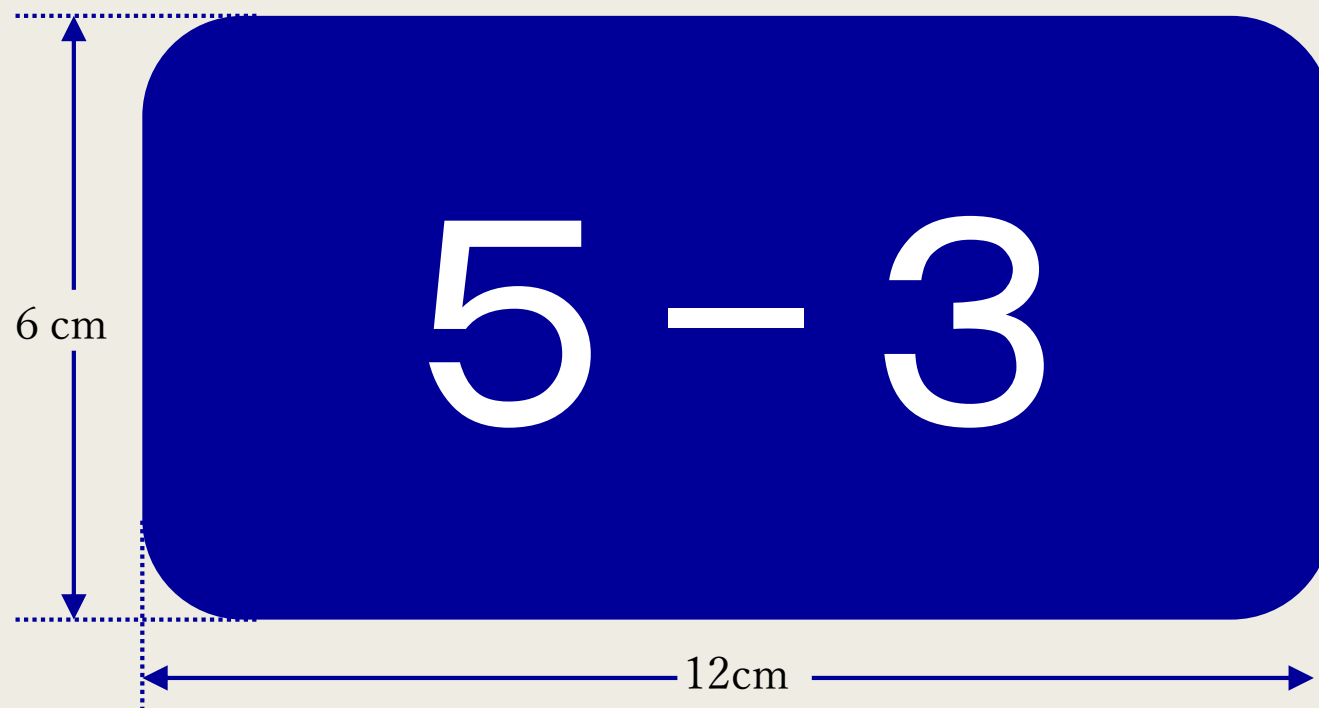
※令和7年7月から8月頃に配布（通知）予定です。

(参考)

町名板の例



住居番号表示板の例



※「町名板」及び「住居番号表示板」は、令和7年9月頃に配布予定です。玄関又は門柱などの歩行者から見えやすい場所に貼ってください。

<訪問調査・よくある質問>

①調査票の提出は必須か。調査票を拒否した場合はどうなるのか。

→提出協力の依頼となりますが、調査にご協力いただけない場合は、新住所の通知あるいは住所変更手続きに必要なとなる証明書の交付ができない場合があります。

②訪問調査に入ったということは、何で分かるのか。日中仕事のため、昼間に来られても対応できない。

→調査員の訪問は、曜日や時間帯（仕事終わってから夜遅くならないまでの時間帯など）を変えながら行わせていただきます。また、不在の場合は不在連絡票を残していくので、都合の良い日時がある場合は、通知の内容に従ってお知らせ願います。

③調査票を調査員に渡すのは不安である。私はFAXを持っていないが、手渡しやFAX以外に方法はないのか。

→盛岡市管財課への持参、郵送やコンビニエンスストアのマルチコピー機でのFAX送信が可能。

郵送 ➡ 〒020-8530 盛岡市内丸12-2 盛岡市管財課あて

FAX ➡ 019-622-6211 (調査票のみを送信)

※恐れ入りますが、切手代（定型郵便物の場合110円）やFAX代（コンビニの場合50円）は、ご負担ください。

4 住居表示の実施に伴う諸手続き

※詳細については、令和7年7月～8月に住民説明会を開催し、改めて説明する予定です。

◎自動的に変更がなされるもの

- ・戸籍の本籍地、住民票、印鑑証明書等の公簿類の表示
- ・区画整理区域内の土地、建物等不動産登記簿（法人登記）の表題部、所有者（代表者）住所
- ・公共料金関係（NHK、NTT、東北電力、市上下水道部）の住所変更手続き

※調査票の提出により、自動的に住所が変更となります。

◎ご自分で住所変更の手続きが必要なもの

※市の発行する**住居表示変更証明書**で手続きは無料となります。

- ・**区画整理区域外にお持ちの**土地、建物に係る不動産登記簿の住所変更登記
- ・金融機関の住所の変更手続き
- ・運転免許証の住所変更手続き
- ・マイナンバーカードの住所の変更手続き
(代表的な手続きとなります。)

(参考)

住居表示変更証明書（例）

住 居 表 示 変 更 証 明 書			
氏名、名称又は施設 の名称		盛岡 太郎	
		(世帯員名等) 花子、一郎、松子	
住所、居所 又は施設の 場所の表示	実 施 前 (旧 住 所 等)	盛岡市 ○○字○○	99番地 9
	実 施 後 (新 住 所 等)	盛岡市 ○○△丁目	100番 1 号
住居表示の実施期日		令和7年9月22日	

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明します。

令和7年 月 日

盛岡市長 内 館 茂

※令和7年7月から8月頃に、住居番号設定通知書（p16）と併せて各世帯10部程度ずつ配布予定です。

5 今後の予定

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| 令和6年度 | 1月 | ・住民説明会の開催（訪問調査に関わる説明会） |
| | 2月～5月 | ・訪問調査の実施 |
| 令和7年度 | 7月～8月 | ・各世帯、事業所等あて新住所の設定
通知送付 |
| | | ・住民説明会の開催（住所変更手続き
方法に関わる説明会） |
| | 9月22日 | ・住居表示の実施 |



ご清聴ありがとうございました。